

宮城県柴田高等学校部活動に係わる活動方針

- ① 「部活動での指導ガイドラインおよび部活動指導の手引き」(平成 30 年 3 月宮城県教育委員会)を踏まえること。
- ② 練習計画： 顧問の責任において、生徒の高校 3 年間を見据えて適切に作成すること
- ③ 個に応じた練習内容と休養： 発達段階，学業，健康状態に留意すること
- ④ 授業日における練習日数： 一人あたり年間 156 日以内
- ⑤ 休業日における練習日数： 一人あたり年間 120 日以内
- ⑥ 練習自粛期間： (ア) 完全閉庁日 12 月 29 日～1 月 3 日
(イ) 定期考査期間 (1 週間前から)
- ⑦ 授業日の練習時間： 一人あたり平均 2 時間程度以内
- ⑧ 休業日の練習時間： 一人あたり平均 3 時間程度以内
- ⑨ 朝練習： 原則として禁止
- ⑩ 下校時間の厳守： 授業日午後 8 時，休業日午後 6 時
- ⑪ ⑥イ，⑨の規定によりがたい場合： 顧問会議を経て校長が決裁